

令和4年度 第1回宮崎県いじめ問題対策委員会



宮崎県「いのちを大切にする教育」ロゴマーク

令和4年4月14日（木）
宮崎県教育庁 人権同和教育課
生徒指導・安全担当

【説明 1】

「宮崎県いじめ問題対策委員会等について」

宮崎県いじめ問題対策委員会

- いじめ防止対策推進法(資料1)第14条第3項に基づき、教育委員会に県立学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うための附属機関(以下「教育委員会いじめ防止附属機関」という。)を設置する。
- 教育委員会いじめ防止附属機関は、地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関として、条例の定めるところにより設置し、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、中立性・公平性が確保されるよう努める。

宮崎県いじめ問題対策委員会

- ① 専門的知見からの審議を行う
- ② 県立学校におけるいじめの事案について、県教育委員会が県立学校からの報告を受け、法第24条に基づく調査を行う場合に、必要に応じて専門的知見から助言を行う
- ③ 県立学校におけるいじめの問題等の未然防止、早期発見等の取組への的確な支援を行うことなど
- ④ 県教育委員会が、法第28条第1項に基づき、重大事態に係る調査を行うこととなった場合には、教育委員会いじめ防止附属機関において調査を行う

いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と**一定の人的関係**のある他の児童生徒が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為**（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった**児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。**

「重大事態」とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の**生命、心身又は財産に重大な被害**が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が**相当の期間学校を欠席**することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

**宮崎県いじめ防止基本方針
(最終改訂 平成29年7月13日) <資料2>**



『県立学校の重大事態について県教育委員会が調査を行うときは、宮崎県いじめ問題対策委員会が行う』

<参照>

**「いじめの『重大事態』に係る対応マニュアル」
(宮崎県教育委員会 平成28年4月) <資料3>**

**「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」
(文部科学省 平成29年3月) <資料4>**

宮崎県いじめ防止基本方針
(最終改訂 平成29年7月13日)
<資料2・P17参照>



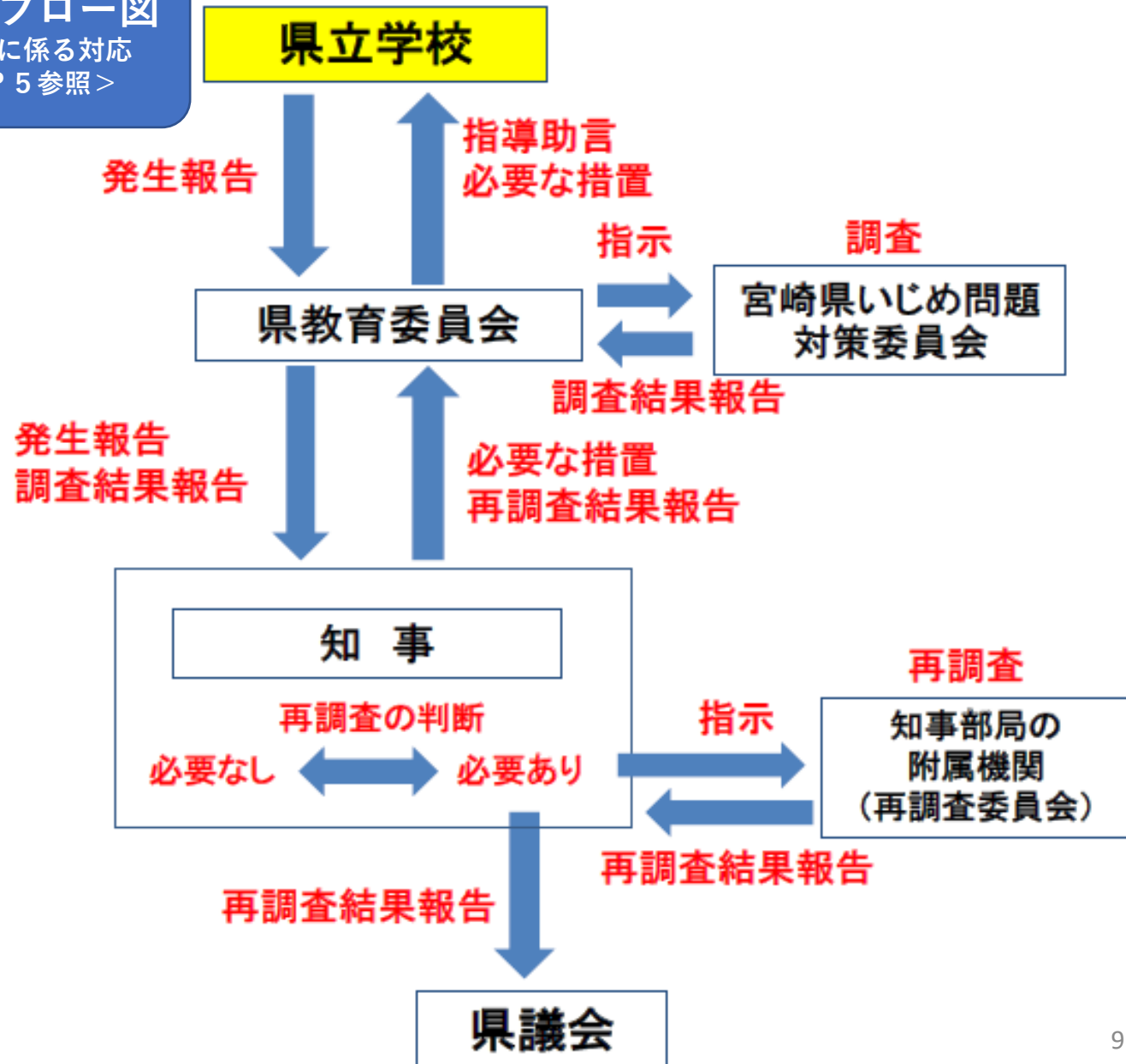
事実関係を明確にするための調査の実施

- 重大事態に至る要因となつたいじめ行為の事実関係(いつ、誰から、どのような態様、背景、学校・教職員の対応など)を可能な限り明確にする
- 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する
- 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応が直接の目的ではない、学校と設置者がその事実に向き合い、再発防止に努める
- 学校と設置者が、不都合なことがあっても、事実に向き合おうとする姿勢で調査する

重大事態への対応フロー図

<いじめの「重大事態」に係る対応
マニュアル（資料3）P5参照>

重大事態への対処



重大事態が発生した際の調査の流れ

1. 調査計画
2. 学校が把握した情報の確認
3. 学校が把握した情報の分析
4. 追加調査
(アンケート、聞き取り)
5. 追加調査の分析
6. 調査のとりまとめ
7. 再発防止策の検討
8. 報告書の作成